

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、総人口が減少に転じる中で、世界に例を見ない速さで高齢化が進展しており、令和5年10月1日現在、高齢化率は29.2%となっています。今後、令和7年（2025年）に、いわゆる「団塊の世代」全てが75歳以上となり、現役世代が急激に減少していく中で、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年（2040年）に、高齢者人口がピークを迎えることが予測されています。

福岡市においては、現在の高齢化率は全国平均と比べると低いものの、一貫して上昇しており、医療や介護のニーズが高まる75歳以上の後期高齢者のさらなる増加が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、「保健（予防）・医療・介護・生活支援・住まいが一体的に提供される体制が整っており、高齢になっても誰もが個人として尊重され、人生の最期まで、住み慣れた地域で自立した生活を安心して送ることができる」まちを目指した「地域包括ケアシステム」を構築し、維持していく必要があります。

福岡市は、令和3年3月に、令和3年度から5年度までを計画期間とする「第8期介護保険事業計画」を策定し、その計画に基づいて地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

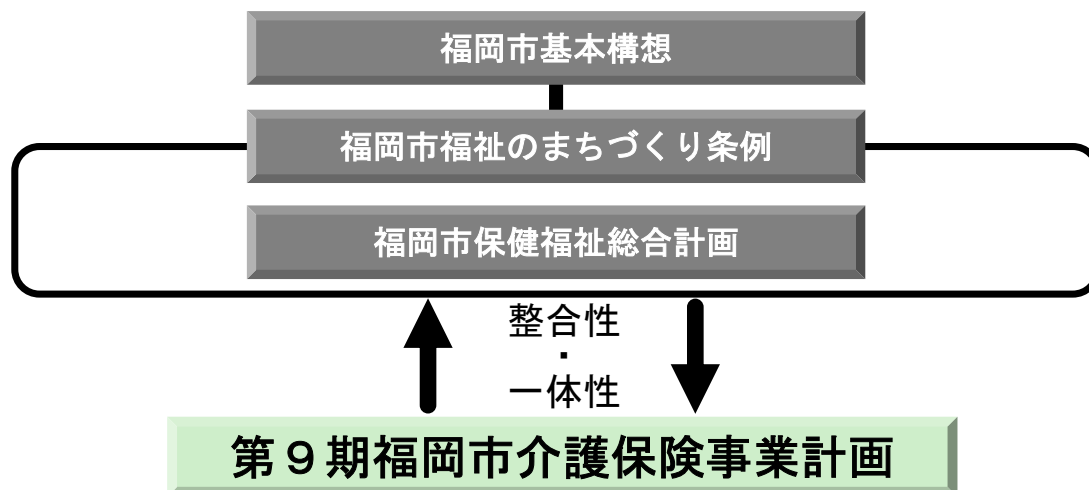
この度、令和6年度から8年度までの3年間において、地域包括ケアシステムを深化・推進し、介護保険事業の円滑な実施を図るため、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえ、各種サービスの見込量等を定めるものとして、「第9期福岡市介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

福岡市の保健福祉施策は、「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、保健・医療・福祉施策の基本理念と方向性を掲げた計画である「福岡市保健福祉総合計画」により、取り組みを進めています。

「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づく計画であり、国の介護保険事業に係る基本指針、「福岡市保健福祉総合計画」の基本理念等を踏まえ、策定します。

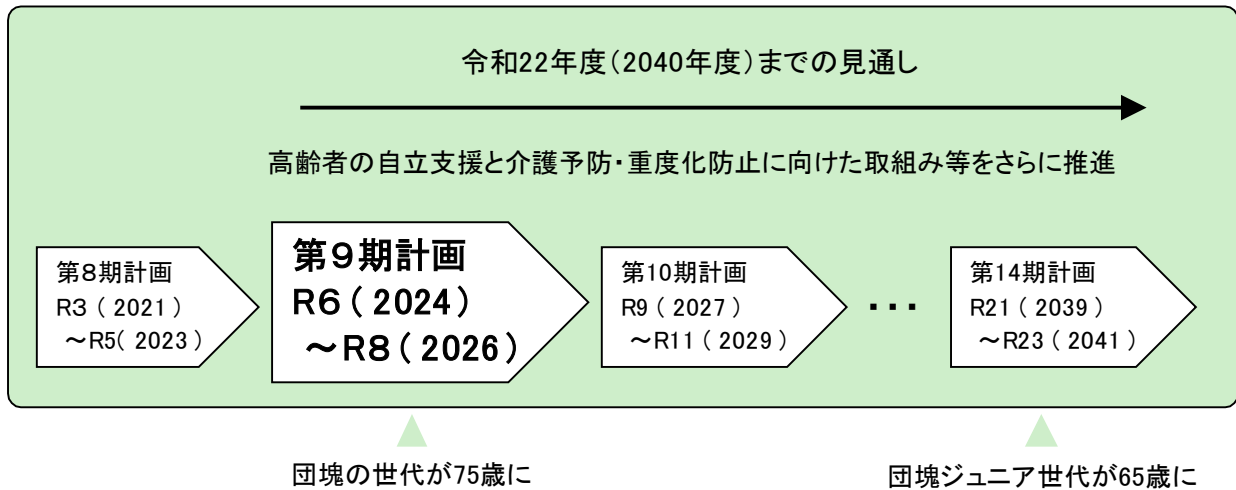
また、介護保険事業計画の策定にあたっては、他の高齢者関連の計画と調和を保つとともに、「福岡県保健医療計画」との整合性を図ることとなっています。



### 3 計画期間

この計画の計画期間は、令和6年度から8年度までの3年間です。

団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）や、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組み等をさらに推進していきます。



### 4 計画策定体制

この計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉施策に関して幅広い意見を聴くため、「福岡市保健福祉審議会」に諮問し、保健・医療・福祉の関係者や学識経験者、市民代表等を委員とする「高齢者保健福祉専門分科会」で審議するとともに、この専門分科会のもとに「介護保険事業計画部会」を設置し、介護保険サービスの利用量や施設等の整備量等について協議を行いました。

